（削る）

（米麦品質保証室並びに生産専門官、指導官、米流通調整官、貿易業務管理官、訟務官及び情報管理官）

第三十五条　貿易業務課に、米麦品質保証室並びに生産専門官一人、指導官六人、米流通調整官二人、貿易業務管理官一人、訟務官一人及び情報管理官十二人を置く。

2　米麦品質保証室は、貿易業務課の所掌事務に係る主要食糧の品質保証に関する事務をつかさどる。

3　米麦品質保証室に、室長を置く。

4　生産専門官は、貿易業務課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　指導官は、命を受けて、貿易業務課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

6　米流通調整官は、命を受けて、貿易業務課の所掌事務に係る米穀（その加工品を含む。）の流通の適正化に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　貿易業務管理官は、貿易業務課の所掌事務に係る貿易業務に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　訟務官は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分に係る訴訟に関する事務を行う。

9　情報管理官は、命を受けて、貿易業務課の所掌事務に係る情報システムの整備及び管理についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官、野菜調整官及び技術専門官）

第三十三条　（略）

2～5　（略）

6　生産専門官は、命を受けて、園芸作物課の所掌事務に関し農産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　（略）

8　技術専門官は、命を受けて、農産局の所掌事務（穀物課の所掌に属するものを除く。）に係る農業技術関係事務に関し調整を要する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（生産専門官、地域対策官及び砂糖類調整官）

第三十四条　（略）

2　生産専門官は、命を受けて、地域作物課の所掌事務に関し農産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3・4　（略）

（米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官、企画官、指導官、国際専門官及び米流通調整官）

第三十五条　企画課に、米穀貿易企画室及び水田農業対策室並びに食糧調査官一人、企画官四人、指導官一人、国際専門官一人及び米流通調整官一人を置く。

2　米穀貿易企画室は、米穀（その加工品を含む。）についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　米穀貿易企画室に、室長を置く。

4　水田農業対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農作物の作付体系の合理化に関すること（農業環境対策課の所掌に属するものを除く。）。

二　米穀の生産の調整に関すること。

5　水田農業対策室に、室長を置く。

（園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官、野菜調整官及び技術専門官）

第三十六条　（略）

2～5　（略）

6　生産専門官は、命を受けて、園芸作物課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　（略）

8　技術専門官は、命を受けて、生産局の所掌事務（穀物課の所掌に属するものを除く。）に係る農業技術関係事務（畜産部の所掌に属するものを除く。）に関し調整を要する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（生産専門官、地域対策官及び砂糖類調整官）

第三十七条　（略）

2　生産専門官は、命を受けて、地域作物課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3・4　（略）

（新設）